

平成27年御嵩町議会第2回定例会会議録

1. 招集年月日 平成27年5月28日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成27年5月28日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 報告第1号 平成26年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 報告第2号 平成26年度御嵩町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について
 - 報告第3号 平成26年度御嵩町下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 報告第4号 平成26年度御嵩町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
 - 報告第5号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について
 - 報告第6号 町有地の信託に係る事務処理状況に関する報告について
 - 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
 - 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
 - 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
 - 議案第23号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 議案第24号 平成27年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について
 - 議案第25号 訴訟の提起について
 - 議案第26号 工事請負契約の締結について
 - 議案第27号 工事請負契約の締結について

議事日程第1号

平成27年5月28日（木曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 諸般の報告

議長報告 1件

(1) 「働き過ぎの防止と良質な雇用の確立を求める意見書」の採択を求める陳情

町長報告 6件

報告第1号 平成26年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第2号 平成26年度御嵩町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

報告第3号 平成26年度御嵩町下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第4号 平成26年度御嵩町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第5号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について

報告第6号 町有地の信託に係る事務処理状況に関する報告について

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 8件

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度御嵩町一般会計補正予算（第9号））

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例及び御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第23号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第24号 平成27年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について

議案第25号 訴訟の提起について

議案第26号 工事請負契約の締結について

議案第27号 工事請負契約の締結について

日程第5 議案の審議及び採決 4件

議案第23号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第25号 訴訟の提起について

議案第26号 工事請負契約の締結について

議案第27号 工事請負契約の締結について

出席議員 (10名)

議長 加藤保郎	1番 高山由行	2番 山口政治
3番 安藤雅子	5番 柳生千明	6番 山田儀雄
7番 伊崎公介	9番 大沢まり子	10番 岡本隆子
12番 谷口鈴男		

欠席議員 (1名)

8番 植松康祐

欠 員 (1名)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊公夫	副町長 瀨瀨久美
教育長 高木俊朗	総務部長 寺本公行
民生部長 山田 徹	建設部長 伊左次一郎
企画調整 担当参事 葛西孝啓	教育参事兼 学校教育課長 田中秀典
総務防災課長 亀井孝年	企画課長 各務元規
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 可児英治	亜炭鉱廃坑 対策室長 鍵谷和宏
税務課長 若尾要司	住民環境課長 大鋸敏男
保険長寿課長 加藤暢彦	福祉課長 佐久間英明
農林課長 石原昭治	上下水道課長 須田和男
建設課長 筒井幹次	会計管理者 水野嘉博
生涯学習課長 若尾宗久	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小木曾 昌 文

議会事務局書記 金子 文 仁

開会の宣告

議長（加藤保郎君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しています。

したがって、平成27年御嵩町議会第2回定例会は成立しましたので、開会いたします。

なお、植松康祐議員から本日欠席する旨の届け出がありましたので、御報告いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしくお願ひします。

ケーブルテレビ可児より撮影取材の依頼がありましたので、これを許可します。

招集者、町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

真夏日になりますが、体調のほうをしっかりと管理していただきまして、この定例会を乗り切っていたきたいと思ひます。

それでは挨拶をさせていただきます。

御嵩町議会第2回定例会開催に当たり、町政をめぐる諸課題についての所見や報告を申し上げるとともに、今回の定例会に提案いたします案件について申し述べます。

私の2期目の任期満了を6月11日に迎えます。4年間の大きな節目、最終の定例会となり、感慨深い思ひで本日を迎えました。亜炭鉱廃坑問題、環境モデル都市選定は全国的に胸の張れる事業であり、それらを実現できたのも関係各位の御協力、助成があつてのことと、この場をおかりしまして心から御礼を申し上げます。

思えば人に恵まれた4年間であり、信頼し、される4年間であつたと知らされた至福のときを過ごすことができました。また、8年前より進めてきた行財政の体質改善も当初の想定どおり、数値にも明確な変化があり、職員とともに取り組めたことをうれしく思ひ、改善した体質が常態化してきたことに達成感を持ち、任期満了を迎えられます。ありがとうございました。

さきに行われた大阪都構想の是非を問う住民投票の投票率は66.83%と高く、市民の身近な問題への関心の高さを示したものとなりました。住民が関心を持っていただけるということは、行政にきちんと向き合っていただけのことであると言えます。御嵩町におきましては、平成9年に全国でも数少ない住民の直接参加制度である住民投票を実施し、成功させた町であります。

町制施行60周年を迎え、今後さらに行政に関心を持っていただき、より多くの住民の方々の参画によって新たな活力が一層生み出される自治体となる節目にしたいと考えております。

さて、町制施行60周年の大きなイベントの一つとしまして、先日、いきいき健康まつり、子どもまつり、福祉まつりを同時開催し、加えて全国育樹祭100年の森づくりリレーも行いました。同時開催ということであり、例年以上の来場者でにぎわいました。住民の方々を初め各種団体の方々に協力をいただき、盛大に開催できたことに感謝申し上げます。今後、1年間を通して例年実施しておりますイベントを60周年記念として、内容をバージョンアップしての開催となります。近日では6月7日にみたけの森ささゆりまつりが住民の方が主体となった実行委員会により開催されます。ことしは、新たにダンスコンテストがあり、子供たちにとってメインであるマスのつかみ取りでは、マスを増量する予定であると聞いておりますので、ことしもまた多くの子供たちの元気な笑顔が見られることと楽しみにしています。住民の方々などの協力により、次代を担う子供たちがイベントや地域行事などになれ親しむことで、郷土愛を育んでいってくれるものと感じております。

行政としましては、この子供たちが一時的に離れたとしても、御嵩町をついの住みかとし、町制施行80周年、90周年、さらには100周年を迎えたときにも前向きで笑顔あふれる住民であり続けられるよう、暮らしやすいまちづくりに努めなければなりません。地方創生の施策については、一過性のものではなく、末永く明るい町であるために、継続と発展を見据えて進めることが重要であることを再認識したところでございます。

児童館とスポーツ施設の複合施設である伏見にこにこ館はこの4月にオープンしたところですが、多くの方に利用していただいております、その利用状況を御報告いたします。

まず児童館部分ですが、4月の来場者は大幅に増加しています。利用者は従来の小学生に加え、中・高校生及び就学前のお子さん連れの利用がふえるなど、世代の幅が広がっています。

また、障害の方の利用も増加しています。スポーツ施設部分については、4月末までの数値であります。一般筋トレ教室123名、高齢者筋トレ教室204名、フォローアップ教室46名、計373名の方に利用していただいております。昨年度のみたけ健康館の1カ月の平均利用者は、一般筋トレ教室174名、高齢者筋トレ教室38名、フォローアップ教室513名でしたので、一般筋トレ教室と高齢者フォローアップ教室は、まだこれからと言えますが、高齢者筋トレ教室はみたけ健康館より多くの方が参加していただいたことになり、まずは順調にスタートすることができました。筋トレ施設を利用する一般の成人のための講習会については、当初の予想を上回る受講希望者となりました。現在、講習会の開催日をふやすなどして対応しておりますが、講習会をお待ちいただいている方もおられ、うれしい悲鳴を上げている状況です。今後、一般成人の利用者がますますふえていくものと期待しておりますし、高齢者筋トレ教室の参加が多い

状況ですので、高齢者フォローアップ教室の参加者がふえていくと考えております。また、この施設の特徴の一つである交流スペースでは、お子さんやお孫さんを見守りつつ、休憩しながら地域の方と交流する来館者の姿が多く見られます。今後、指定管理者と町のみならず、利用者、地域住民の皆さんの知恵と工夫という協力も得ながら、ネーミングのとおり、にこにこした多くの人が継続して集う場となるよう取り組んでまいります。

この4月から指定管理者が従来の慈恵会からNPO法人ささゆりへ変更になったあゆみ館の状況について、若干触れさせていただきます。

4月29日には従来と同様、恒例のあゆみ館まつりが開催され、多くの来場者でにぎわいました。職員の数は従来と同数の18人で運営されています。指定管理者の移行後2カ月近くがたち、新しい職員もだんだんとなれてきているようであります。今後、グループホーム等の実現の検討、サービスの充実に向けて、事業者、利用者、町が協力しながら取り組んで、誰もが明るく過ごすことができるまちづくりの一端を担っていきたいと思います。

昨年4月の消費税率が5%から8%に引き上げられた際に、低所得者及び子育て世帯に与える負担の影響を緩和するために給付された臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の給付が27年度も引き続き実施されます。臨時福祉給付金は1人当たり6,000円、町内対象者数は約3,000人を見込んでおります。申請時期は昨年と同様8月から10月の3カ月間を予定しています。もう一方の子育て世帯臨時特例給付金は、1人当たり3,000円、対象者数は2,400人を見込んでいます。申請時期は6月から8月までの3カ月間の予定です。いずれの給付金も支給については、国の指針に合わせて10月から開始する予定であります。また、事業費は平成26年度と同様に全額が国庫支出金で賄われますが、町としては給付対象者に対し円滑に支給できるように努めてまいります。

平成27年度は環境モデル都市行動計画の2年目となる年であり、1年目の振り返りと2年目の事業実施を同時に行うこととなります。2年目となることは、町制施行60周年を迎えた本町の新たなスタートとして環境モデル都市行動計画の中で重要な柱の一つである人づくり、場づくりに取り組むため、森と未来を切り開く環境都市交流体験プロジェクトを実施し、次なるステップに踏み出そうと考えております。この事業は、御嵩町森づくりフォーラムにも御参加いただいた環境未来都市である北海道下川町において、環境教育の推進やほかのモデル都市との交流、連携を深めるため、5日間の森林環境学習を行います。感受性豊かな中学生に参加していただき、体験等を通して感じたこと、学んだことを環境イベント等で広く町民に発表することで、さらなる学習効果を図ります。

また、同行する町職員などは、事業実施後に各所属へ学習内容をフィードバックし、町内における今後の環境教育へと生かすことで、学校や地域における環境学習を充実させるだけでな

く、御嵩町環境モデル都市行動計画を推進する原動力になることを期待しております。

現下の経済情勢を踏まえた生活者、事業者へのため、地方より好循環拡大に向けた緊急経済対策として、国より地域住民生活等緊急支援のための交付金が交付されることとなったため、御嵩町はこれを活用した事業を速やかに実施いたします。具体的には町制施行60周年事業として、御嵩町に所在し、地域振興に貢献する商店等において共通して使用できるプレミアムつき商品券を発行することにより、町内消費の拡大、地域経済の活性化を創出したいと考えております。

商品券販売に当たっては、利用可能な店舗をなるべく多くすること、1枚の単価を500円にすること、また年末年始にも利用できるように期間を設定するなど、利用者にとって使い勝手のよい制度を商工会と連携して構築いたしました。事業の早期実施を行い、消費喚起により御嵩町内において経済の好循環をもたらすための施策でありますので、抽せんになるほどの申し込みがあることを願っております。

最近御嶽宿界限にもウオーキングツアーに参加する外国人グループを目にすることもあり、御嵩町への外国人観光客の誘致について、期待が高まっているところであります。こうした中、外務省主催、地域の魅力発信セミナーと地方視察ツアーに手を挙げましたところ、同じ環境モデル都市である愛知県豊田市との共同での参加の通知がありました。外務省が主催し、自治体が駐日外交団に対し、地域の諸情報を発信する場を提供する事業であります。

7月に開催されます地域の魅力発信セミナーで、在京外交団に対しプレゼンテーションを行い、そこで興味を引いた地域に地方視察ツアーとして訪問されることとなるため、豊田市とともにいかにプレゼンにてPRをするかが訪問者獲得の鍵となります。なお、地方視察ツアーは2日間の予定であり、現在のところ1日目は豊田市、2日目は御嵩町に訪問していただく計画であります。海外からの誘客数の増加とフランスで実施したみたけ華ずしを中心とした御嵩町観光PRをさらに前進させる機会として、この事業を逃す手はありません。願興寺や竹屋等の歴史と和の文化や、みたけ華ずしという食文化などを中心に御嵩独自の観光資源を発信し、御嵩町の魅力を諸外国に知っていただき、多くの外国人観光客が訪れる町を目指します。

名鉄広見線の運営に関する協定書に基づく運行期間の最終年度がスタートしています。議会や名鉄広見線活性化協議会において利用者減少に歯どめがかからないことをたびたび申し上げてまいりましたが、先般名古屋鉄道株式会社より提供された平成26年度利用者状況資料を確認しましたところ、名鉄広見線活性化計画で掲げた平成24年度の利用者数94万9,000人を維持する目標値を大きく下回る87万9,965人と、ついに利用者が90万人を切るという大変厳しい現実を目の当たりとすることになりました。近い将来、人口減少化と高齢化社会への加速を目前に控え、この下降現象を最低でも下げどまりに転換できない限り、御嵩町にとっての重要な公共

交通である鉄道の維持と町の活性化はあり得ないとの思いであります。

現在、沿線住民アンケートを踏まえ、2月に開催した第15回名鉄広見線活性化協議会での地域に必要な社会インフラとして維持、存続するとした強い意思を受け、平成28年度以降も現行の枠組みを維持するとの方針で、名古屋鉄道株式会社に対し事務局より正式に申し入れを行い、継続運行に向けて協議を進めているところであります。

こうした中、去る5月1日に名古屋鉄道株式会社の鈴木取締役が年度初めの御挨拶に来庁されました。名鉄広見線がこの地域にとって大切な鉄道であるとの思いは十分に理解していただいております、特に中学生の高校への進路に影響を与えないよう活性化協議会で示したスケジュールに沿って協議を進めていくことを確認させていただきました。引き続き次期運行の協議と、名鉄広見線活性化計画の策定を進める一方で、利用者減少に歯どめをかけるために平成27年度の利用促進策も進めていかねばなりません。活性化協議会を構成する各種団体を初め企業や住民に対して働きかけを行うとともに、国や岐阜県に対しても積極的な関与をお願いしてまいりたいと思います。

いよいよ梅雨前線が停滞することにより、大雨を降らせる時期となってまいりました。また、台風や低気圧の影響により激しい雨が数時間にわたって降り続くことで、毎年どこかで河川の氾濫や土砂災害が発生しています。今後は気象庁の発表する気象情報を常に確認しなければならない時期となります。各地で発生する豪雨などによる災害と本町での過去の被災を教訓に、流域が果たすべき役割は農地の保全が一翼を担っており、また地球温暖化を抑制するCO₂削減のための森林整備や適正な間伐により、日光が地に差し込み、木の根を深くさせ、保水力を高めるとともに、新たな若木が育つことで水害に強い安定した森になる効果も期待されます。次世代が安心して住み続けられるまちづくりのために、時間はかかりますが、今後も農地の保全と森林の整備は重要な施策に位置づけ、継承してまいりたいと考えております。

しかし、現状を見ますと、既存の河川や水路の整備による喫緊の課題解決にも努力していかなければなりません。その一つとして、平成25年度より防災安全交付金にて長岡排水路の整備を実施しております。今年度は当初拡張計画分の完了を目指し、工事を進めてまいります。今回、国より平成27年度分の交付内示がありましたので、早期発注に向け補正予算を計上させていただいております。あわせて平成26年度の国の補正予算により交付決定され、今年度への繰り越し事業として実施する工事の発注準備が整い、工事請負仮契約を締結いたしましたので、本定例会において工事請負契約の締結に関する議案を上程しております。さらに社会資本整備総合交付金においても、昨年より国に交付要望をしましてまいりました町道伏見106号線を初めとする道路改良事業につきましても、当年度分の交付内示を受けましたので、同様に補正予算を計上させていただいております。災害時の総合的な基盤整備はもとより、景気対策としての早

期執行が求められるものでありますので、本町としても滞りなく事業を進めるものであります。

南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業は、昨年の事業開始から2年目を迎えました。昨年の第3回定例会において、工事請負契約の議決を受けた第1期、第2期防災工事は亜炭鉱廃坑空洞への充填作業がプラント用地確保に時間を要したことなどの理由から、年度末出来高が予定より不足する工程のおくれが発生しておりました。しかし、現在は両工事とも工程のおくれを取り戻すための充填作業が順調に進んでいると報告を受けております。

さて、この第1期防災工事の区域内において、昨年の8月6日に開催された亜炭鉱跡問題対策委員会でレベル2、一定の地盤の脆弱性が認められると判定を受けた区域の亜炭鉱廃坑空洞充填工事の請負契約の議案を新たに本定例会に上程しております。この工事は国土交通省の特殊地下壕等対策事業の補助を受けて実施するものであり、レベル1判定の防災モデル事業と連携して、レベル2に判定された区域の対策工事を実施するものであります。

また、本年、第1回定例会において工事請負の議決を受けた第3期防災工事は、5月に入って現場作業に着手をしております。南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業は、3年間の期限つき事業であり、本年度は防災モデル事業の検証のための資料整理を進めるとともに、徐々に防災工事の歩を速めていくことが重要となります。亜炭鉱廃坑空洞の充填工事は、完成部分が地中に存在することから、職員に日々しっかりと現場の進捗状況を確認させるとともに、まずは絶対条件として防災モデル事業の完成期限を確実に守り、岐阜県ほか関係機関との連携のもと、モデル自治体の役割をしっかりと果たすために全力で取り組んでいきたいと考えております。

本定例会に訴訟の提起について議案の上程をさせていただいております。これは町有地の賃貸借契約が長年にわたり履行されず、賃貸料の支払いもなされていない案件であります。詳細については、全員協議会、またこの本議場での説明にかえさせていただきますが、行政としては町民の不利益に対して看過することなく、毅然とした姿勢で臨みたいと考えております。

最後になりましたが、今回議案として提出いたします案件について若干述べさせていただきます。

今回提案の平成27年度一般会計補正予算関連について、主なものを説明いたします。

まず歳入についてですが、補助金の内示に伴い、社会資本整備総合交付金1,058万7,000円、防災・安全交付金475万円、元気な農業産地構造改革支援事業費補助金244万7,000円などを増額計上しております。

次に、歳出であります。町道伏見106号線などの道路改良のため、設計委託料1,065万円、道路改良工事費1,600万円、長岡排水路整備のための公共下水道浸水対策工事費1,050万円、海洋センターにおけるつり天井の調査、設計のための委託料140万4,000円などを増額計上してお

ります。補正予算額は歳入歳出ともに4,641万8,000円の追加となっております。

以上、町政をめぐる諸問題についての所見や報告について御説明させていただくとともに、一般会計補正予算額の概要について御説明申し上げました。

今回提案いたします案件は、承認案件3件、人事案件1件、一般会計補正予算1件、その他3件、報告6件、都合14件であります。

後ほど担当から詳細について御説明申し上げます。よろしく御審議のほどお願いをいたします。御清聴ありがとうございました。

議長（加藤保郎君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願い致します。

会議録署名議員の指名

議長（加藤保郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 柳生千明君、6番 山田儀雄君の2名を指名します。

会期の決定

議長（加藤保郎君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る4月24日の議会運営委員会において、本日より6月5日までの9日間と決めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より6月5日までの9日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告

議長（加藤保郎君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります水色の諸般の報告書をごらんください。

「働き過ぎの防止と良質な雇用の確立を求める意見書」の採択を求める陳情が議長宛てにありました。その写しを配付させていただき、議長報告にかえさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

町長報告を行います。

報告第1号 平成26年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第2号 平成26年度御嵩町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 亀井孝年君。

総務防災課長（亀井孝年君）

おはようございます。

それでは、私のほうから報告第1号及び報告第2号について報告させていただきます。

初めに、報告第1号 平成26年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告をさせていただきます。

諸般の報告つづり1ページをお願いいたします。

平成26年度御嵩町一般会計予算の総務費、土木費、消防費を翌平成27年度に繰り越しをしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越額を報告するものであります。

2ページをお願いします。

繰越明許費繰越計算書を掲載しておりますが、繰越明許費5件について款項及び事業名ごとに翌年度の繰越額、財源内訳などを記載しております。金額の欄は、3月に上程した繰越明許費の繰り越し限度額です。

款02総務費、項01総務管理費の消費喚起・生活支援型交付金事業は、事業を平成27年度に実施するため2,900万円の繰り越しをしました。未収入特定財源は、地域住民生活等緊急支援交付金です。

次の地方創生先行型交付金事業は、旅費の一部を平成26年度中に使用したため、残額である3,597万5,680円の繰り越しをしました。未収入特定財源は、地域住民生活等緊急支援交付金です。

項04選挙費の県議会議員選挙事業は、127万1,000円の繰り越しをすることにしていましたが、事業費の確定により94万3,144円を繰り越ししました。未収入特定財源は、岐阜県議会議員選挙委託金です。

款08土木費、項04都市計画費の公共下水道雨水整備事業は、事業費が確定していませんので1億440万円の繰り越しをしました。未収入特定財源は、防災安全交付金及び地方債、公共事業等債です。

款09消防費、項01消防費の防災コミュニティ複合施設設計業務委託は、平成26年度中に基本設計相当額を支出したため、残額である1,468万8,000円を繰り越しました。未収入特定財源は、ふるさとふれあい振興基金です。

以上5件の事業で翌年度の繰越総額は1億8,500万6,824円となります。

これで平成26年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

続きまして、報告第2号 平成26年度御嵩町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告をさせていただきます。

3ページをお願いします。

平成26年度御嵩町一般会計予算の災害復旧費を翌平成27年度に繰り越しをしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により準用する同令第146条第2項の規定により報告するものであります。

4ページをお願いします。

この事故繰越計算書は、平成26年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかったものを翌年度に繰り越しを行った繰越計算書となっております。

款11災害復旧費、項03農地等災害復旧費の南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業の第1期防災工事及び第2期防災工事に係る平成26年度支払い限度額相当分については、年度内の完成を目指しましたが、グラウンドなどの施設利用率の高さから想定以上の作業制限が発生したこと及びプラント施設用地の確保に時間を要したことが避けがたい事故となったため、翌平成27年度へ事故繰越しとして2億1,107万6,000円の繰り越しをしました。未収入特定財源は、特定公害復旧事業費負担金です。

これで平成26年度御嵩町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告を終わります。

議長（加藤保郎君）

報告第3号 平成26年度御嵩町下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第4号 平成26年度御嵩町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 須田和男君。

上下水道課長（須田和男君）

おはようございます。

それでは、報告第3号 平成26年度御嵩町下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告をさせていただきます。

報告書つづりの5ページをお願いいたします。

平成26年度御嵩町下水道特別会計予算の下水道事業費を翌年度に繰り越しをいたしましたの

で、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

6 ページをお願いいたします。

款01下水道事業費、項02下水道施設費の下水道整備事業について、1,940万円を平成27年度へ繰り越しいたしました。これは井尻地内で進めている上之郷地区汚水幹線工事第7工区におきまして、県道井尻・八百津線及び接続する町道への汚水管理設工事、あわせて約130メートルの区間について県道拡幅工事との事業調整の関係から、本町の汚水管理設工事の工期延長が必要となりましたので繰り越しをしたものでございます。

財源の内訳としましては、未収入特定財源、受益者負担金でございますが110万円、未収入特定財源の国・県支出金は社会資本整備総合交付金の650万円、地方債は下水道事業債の1,180万円を見込んでおります。

以上で平成26年度御嵩町下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

続きまして7ページをお願いいたします。

報告第4号 平成26年度御嵩町水道事業会計予算繰越計算書の報告をさせていただきます。

平成26年度御嵩町水道事業会計予算の建設改良費を翌年度に繰り越しいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告をするものでございます。

8 ページをお願いいたします。

今回、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき予算繰り越しをした建設改良事業は、長岡地内で進めております長谷送水ポンプ場の施設更新工事に伴う3件の契約に係る事業で、合わせて1億2,847万2,000円でございます。全て債務負担行為を設定し、27年度までの工期で契約締結した事業であります。平成26年度予算について予算執行を伴う支払いが生じなかったことから、予算計上額をそのまま繰り越ししております。

長谷送水ポンプ場は高区配水池へ水を送るための重要な施設であります。施設の老朽化が著しい施設であります。特に配管については40年以上経過しており、平成25年8月にも送水管が建屋の中で破損するという事故が発生するなど、再び大きな事故につながる可能性が高いことから、本年9月末の完成を目指して施設の全面更新を行っているところでございます。

財源といたしましては、全額を損益勘定留保資金の1億2,847万2,000円を充てることとしております。

以上で下水道事業、水道事業予算の繰越計算書の報告を終わります。

議長（加藤保郎君）

報告第5号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

建設課長 筒井幹次君。

建設課長（筒井幹次君）

それでは、諸般の報告つづり 9 ページをお願いいたします。

報告第 5 号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告についてを、地方自治法第243条の 3 第 2 項の規定により報告いたします。

初めに、平成26年度御嵩町土地開発公社事業会計決算書から報告をし、次に平成27年度御嵩町土地開発公社事業計画及び予算書の報告になりますので、お示しするページにつきましては諸般の報告つづりの通番ページで説明させていただきますので、よろしく願いをいたします。

10ページをお願いいたします。

平成26年度御嵩町土地開発公社事業会計決算書になります。

初めに、収益的収入及び支出から報告をいたします。

12ページ、13ページをお願いいたします。

見開きの表になっております。1. 収益的収入及び支出の(1)収入からです。

平成26年度において公有用地の売却は行っておりませんので、款 1 の事業収益はございませんでした。

また、款 2 の事業外収益では、受取利息として節 1 の預金利息 1 万 2,796 円の収入があり、合計で 1 万 2,796 円となっております。

次に、(2)支出です。

款 1 の事業原価では、平成26年度に公有地の売却は行っておりませんので、支出はございませんでした。

款 2 販売費及び一般管理費では、人件費として節 1 の報酬において監査員報酬 2 名分を支出いたしました。

また、経費として節 1 の旅費において、理事会に御出席をいただきました議員への支出のほか、節 4 の委託料では保有する公有地の除草委託費用を支出しております。

款 3 事業外費用の支払利息は、公有地の取得に伴う長期借入金利息 10 万 9,349 円を支出いたしました。

款 4 予備費の支出はございませんでしたので、以上の合計で 14 万 9,029 円の支出となりました。

14ページ、15ページをお願いいたします。

2. 資本的収入及び支出です。

平成26年度においては新たな公有用地取得事業は行っておりませんので、収入、支出ともにございませんでした。

16ページをお願いいたします。

損益計算書です。

先ほど12ページ、13ページで説明を差し上げました収益的収入及び支出により、当年度は13万6,233円の当期純損失となりました。

次に17ページをお願いいたします。

土地開発公社の年度末時点の資産をあらわす貸借対照表です。表の左側、資産の部には現金及び預金の1,413万6,730円と、公有用地としての商品価格4,050万円、投資その他の資産では町からの出資金500万円を長期性預金として保有しており、資産合計としましては5,963万6,730円となっております。これに対し表の右側、負債の部及び資本の部につきましても、ごらんの内訳のようになり、同額となっております。

次の18ページは年度末時点の財産目録、19ページは平成26年度中のキャッシュフロー計算書となっております。

その次の20ページから23ページは、決算附属書類となっております。

24ページをお願いいたします。

監査意見書の写しになります。

去る平成27年4月30日に御嵩町土地開発公社の決算について、監事の永瀬俊一様、同じく柳生千明様に監査を実施していただきました。財務諸表を初め関係帳簿及び証拠書類の照査と、関係職員からの説明聴取、残高証明書とも御照合をいただいた結果、正確であることをお認めいただいたものでございます。

以上が平成26年度の御嵩町土地開発公社の決算報告となります。

次の25ページをお願いいたします。

続きまして、平成27年度御嵩町土地開発公社事業計画及び予算書について御報告をいたします。

26ページをお願いいたします。

このページには平成27年度御嵩町土地開発公社の事業計画基本方針を掲載しております。

28ページをお願いいたします。

平成27年度御嵩町土地開発公社事業計画になります。

本年度は、平成25年度に御嵩町と締結しました公有用地の先行取得に関する契約に基づき先行取得し、保有をしております上之郷地域活性化事業用地の売却を予定しております。

次の29ページからは予算書となっております。

それでは、30ページをお願いいたします。

平成27年度御嵩町土地開発公社予算です。

第1条は、公社の予算を定める総則です。

第2条の収益的収入及び支出では、収入の第1款事業収益において先ほど説明いたしました上之郷地域活性化事業用地の売却による4,298万7,000円と、第2款事業外収益では受取利息1万2,000円の収入を見込んでおり、収入合計では4,299万9,000円を予定するものでございます。

一方支出では、第1款事業原価において売却予定の公有地取得事業原価4,069万6,000円と、第2款販売費及び一般管理費において監査員2名分の報酬や理事3名分の旅費のほか、公有地の売却に伴う委託料など66万5,000円を予定し、第3款事業外費用では長期借入金に対する支払利息として11万円、第6款予備費の153万1,000円を見込んだ支出合計4,300万2,000円を予定するものでございます。

なお、この収入と支出の差額3,000円の不足額は、前期繰越準備金で補填を予定するものでございます。

次の第3条、資本的収入及び支出では、本年度新たな公有地の取得事業は予定がありませんので、収入は見込んでおりません。支出においては、第2項借入金償還金として、長期借入金の元金分4,050万円を予定しております。

なお、この収入と支出の差額4,050万円の不足額は当該年度損益勘定留保資金で補填を予定するものでございます。

次の31、32ページは、収益的収支及び資本的収支の予算明細書になります。

また、33ページには今年度の資金計画書、34ページは平成26年度の予定損益計算書、35ページは平成26年度の予定貸借対照表になっております。

次の36ページは、今年度の予定損益計算書となります。今年度は3,000円の当期損失を予定するものでございます。

次の37ページは、今年度の予定貸借対照表となっております。

以上が報告第5号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告となります。

議長（加藤保郎君）

報告第6号 町有地の信託に係る事務処理状況に関する報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

農林課長 石原昭治君。

農林課長（石原昭治君）

それでは、諸般の報告つづり38ページをお願いいたします。

報告第6号 町有地の信託に係る事務処理状況に関する報告について、町有地の信託に係る事務処理状況を地方自治法第243条の3第3項の規定により、御報告いたします。

次に39ページをお願いいたします。

最初に、森林経営信託財産目録の資産の部、森林信託の場所ですが、岐阜県可児郡御嵩町御

嵩字北山1064番1ほか46筆の計47筆で、面積が236万2,972平方メートルです。

信託預入金としては411万3,633円です。

負債の部では、借入金及び借入先はございません。

下記の表は森林信託の明細ですが、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、41ページをお願いいたします。

平成26年度森林経営信託事業実績になります。面積では、計画18.46ヘクタールに対し、実績16.55ヘクタール、達成率90%です。材積では、計画923立米に対し、実績2,198立米、達成率238%です。作業道では、計画2,057メートルに対し、実績2,995メートル、達成率146%となりました。これは平成27年度施行予定の作業道を先行的に整備したのによります。

次に42ページでございます。

平成26年度の森林経営信託収支報告でございます。

収入では、間伐等の補助金で2,747万7,874円、木材販売では2,754万5,692円、雑収入として5,820円、受取利息として1,087円で、合計5,503万473円となりました。

次に、支出でございますが、森林調査等として64万8,498円、間伐として2,575万6,659円、作業道開設費として2,338万2,000円、作業道維持管理として183万6,000円、保険料として10万2,790円、資材費として6万3,613円、手数料では補助金手数料等で301万4,271円、租税公課として4万7,219円、信託手数料として5,382円、合計で5,485万6,432円となりました。

収入合計から支出合計を引きますと17万4,041円となり、これが平成26年度の利益であり、平成24年度、平成25年度の積立金を足しますと、積立金合計411万3,633円となります。

次に43ページをお願いいたします。

平成27年度の森林経営信託事業計画でございます。27年度計画として、面積は24.99ヘクタール、材積では1,250立米、作業道では2,682メートルを計画しています。

次に、平成27年度の森林経営信託予算ですが、収入といたしまして、補助金2,877万8,000円、木材販売として1,360万円、受取利息として1,000円、合計4,237万9,000円です。

支出といたしましては、森林調査等で100万円、利用間伐費として1,620万円、作業道開設として2,092万円、作業道維持管理費として240万円、資材費として10万円、租税公課として2,000円、手数料として161万7,000円、国営保険料として14万円で、合計4,237万9,000円を見込んでいます。

以上で森林経営信託事業の報告を終わらせていただきます。

議長（加藤保郎君）

ここで暫時休憩といたします。再開予定時刻は10時15分といたします。

午前10時00分 休憩

議長（加藤保郎君）

休憩を解いて再開します。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（加藤保郎君）

日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に上程されました承認第1号から承認第3号までと議案第23号から議案第27号までの8件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

承認第1号、平成26年度御嵩町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて、議案第24号 平成27年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について、議案第25号 訴訟の提起について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 亀井孝年君。

総務防災課長（亀井孝年君）

それでは、私のほうから承認第1号、議案第24号、議案第25号について御説明申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを御説明いたします。

議案つづりの1ページをお願いします。

平成26年度御嵩町一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日付で専決処分を行いましたので、その報告を行い、承認を求めますのでございます。

インデックス補正予算のピンク色の平成26年度御嵩町一般会計補正予算（第9号）の表紙をめくっていただき、1ページをお願いします。

この補正につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額に5,815万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を81億7,549万9,000円とする旨規定しています。各款項ごとの補正額につきましては、2ページ及び3ページ掲載の第1表 歳入歳出予算補正によります。

歳入について説明いたしますので、6ページをお願いします。

6ページの款02地方譲与税から、次は8ページの中段でございますが、款11交通安全対策特

別交付金までは平成26年度交付額確定に伴い、それぞれ増額または減額するものであります。中でも8ページ最上段の款10地方交付税は、普通分で国の補正予算により増額され270万8,000円を、また特別分は環境モデル都市推進経費などの特殊財政事情を要因とし7,390万9,000円をそれぞれ増額しております。

一番下の款17寄附金は、可児ロータリークラブより10万円の寄附を受けたことによる増額でございます。

次に、歳出の説明でございますので、9ページをお願いします。

款02総務費、項01総務管理費ですが、目14の財政調整基金積立金に5,805万3,000円、また目18の福祉向上基金積立金に10万円を増額するものでございます。

以上で一般会計補正予算（第9号）の説明を終わらせていただきます。

続いて、議案第24号 平成27年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について説明いたします。

補正予算書つづりのピンク色の平成27年度一般会計補正予算（第1号）の表紙をめくっていただき、1ページをお願いします。

今回の補正予算の主な内容につきましては、国・県補助金の内示に伴う補正、選挙費の増額、海洋センターのつり天井の調査、設計に伴う補正でございます。

第1条で歳入歳出予算の総額に4,641万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を86億7,341万8,000円とする旨規定しています。各款項ごとの補正額につきましては、2ページ掲載の第1表 歳入歳出予算補正によります。

第2条につきましては、4ページをお開きください。

第2表 地方債の補正は、追加といたしまして公共下水道浸水対策事業として、長岡雨水幹線第4工区工事に充てるため、限度額を420万円として借り入れ、海洋センター施設整備事業につきましては海洋センターアリーナのつり天井の耐震調査及び耐震補強工事実施設計に充てるため、限度額を140万円として借り入れ、合計で560万円の限度額とするものでございます。

5ページをお願いします。

変更といたしましては、地方道路等整備事業を内示のあった社会資本整備総合交付金事業に充てるため770万円を増額いたしまして、補正後の限度額を1,660万円とするものでございます。

次に、事項別明細書にまいりますので、7ページをお願いします。

初めに、歳入でございますが、款14国庫支出金、目04土木費国庫補助金は、節01土木費補助金の社会資本整備総合交付金（道路事業）が1,058万7,000円、節02都市計画費補助金の防災・安全交付金（下水道事業）が475万円増額の内示があったことによる増額でございます。

款15県支出金、目04農林水産業費県補助金は、元気な農業産地構造改革支援事業費補助金が

244万7,000円の内示があったことによる増額。

款18繰入金、目01財政調整基金繰入金は、財源調整のため1,499万1,000円を増額。

款20諸収入、目05雑入、節06土木費雑入につきましては、東海環状自動車道に係る橋梁、金ヶ崎跨道橋の点検に対するネクスコ関係会社高速道路防災対策等に関する支援基金からの助成決定によりまして34万3,000円を増額。

款21町債は第2表で説明申し上げたとおり、合計で1,330万円の増額です。

9ページをお願いします。

款02総務費、目04町長・町議会議員選挙費は、町議会議員選挙の執行に不足する経費の増額及び投票率向上のための広告費の増額でございます。内訳といたしまして、節01報酬は選挙立会人報酬を1人分9,000円を増額、節11需用費のうち消耗品費は町議選立候補者用選挙資材購入のため27万2,000円増額、食糧費は事務従事者増により3万3,000円増額、印刷製本費は町議選投票用紙印刷のため10万円増額、節12役務費のうち通信運搬費は町議選立候補者用はがきの郵便料追加のため66万6,000円増額、広告料はケーブルテレビ可児での啓発用のCMを放送するため7万6,000円増額、節13委託料は町議選用の公営掲示場設置委託料を追加するため78万円増額、節14使用料及び賃借料は町議選用のポスター掲示板借り上げ料を追加するため110万7,000円を増額です。

款06農林水産業費、目03農業振興費、節19負担金補助及び交付金は、伏見営農のコンバイン購入に対する補助金の内示通知があったことによりまして、県補助金分として元気な農業産地構造改革支援事業費補助金が244万7,000円増額、町単分として営農用機械整備事業補助金56万円の増額です。

款08土木費、目03道路新設改良費は、社会資本整備総合交付金の内示通知があったことにより、節13委託料で伏見106号線用地測量設計業務のため1,065万円増額、節15工事請負費は中73号線及び中31号線の道路改良工事のため1,600万円増額、節22補償、補填及び賠償金は道路改良工事に伴う電柱移転補償費として131万4,000円増額、水道移転補償費として50万円の増額です。

次のページ、款08土木費、目03公共下水道費は、防災・安全交付金の内示通知があったことにより、節15工事請負費を長岡雨水幹線第4区工事のため1,050万円増額です。

款10教育費、目02海洋センター費の節13委託料は、海洋センターのアリーナつり天井について、耐震調査及び耐震補強工事実施設計を行うため140万4,000円を増額です。

以上で一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第25号 訴訟の提起について御説明いたします。

議案つづりの20ページをお願いします。

この件につきましては、貸し付けていた町有地に係る未払いの賃借料の支払いにつきまして、相手方の弁護士も交えて協議してまいりましたが、進展がございませんので、土地の明け渡し及び賃借料の支払いを求める訴訟を提起いたしたいと思っておりますので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1として、事件名は土地返還等請求事件でございます。

2として、当事者につきましては、原告は御嵩町、被告は有限会社小松屋、アダプトゲン製薬株式会社、鬼岩湯元館株式会社の3者でございます。

3として、請求の原因でございますが、(1)御嵩町と被告有限会社小松屋は、次に掲げる土地について昭和55年から昭和58年までの間にそれぞれ賃貸借契約を締結し、御嵩町はそれぞれ契約の締結のころ、被告有限会社小松屋に対し当該目的土地を引き渡した。

物件1につきましては、瑞浪市日吉町字道北9500番1ほかの土地のうち面積5,154平方メートル（ただし、昭和63年貸付土地面積変更後4,629.74平方メートル、平成23年貸付土地面積減少後3,549.67平方メートル）の土地。

物件2、瑞浪市日吉町字道北9501番1ほかの土地のうち面積811平方メートルの土地。

物件3、瑞浪市日吉町字道北9502番1ほかの土地のうち面積43平方メートルの土地。

物件4、瑞浪市日吉町字道北9502番5ほかの土地のうち面積1,807平方メートルの土地。

(2)被告有限会社小松屋は、物件1から3までに係る賃料について平成20年度分から、物件4に係る賃料については平成9年度分からそれぞれ支払いを遅滞しています。

(3)被告アダプトゲン製薬株式会社は、深刻な債務超過に陥っていた被告有限会社小松屋から旅館業等の事業の承継を受けるため、旅館業等の承継の受け皿会社である小松屋株式会社を平成20年6月19日に設立した。その後、小松屋株式会社は鬼岩湯元館株式会社へ商号変更しております。

(4)被告鬼岩湯元館株式会社は、同年7月10日付で被告有限会社小松屋等との間で同社等から旅館業等の事業の承継を内容とする契約を締結し、そのころから現在まで被告鬼岩湯元館株式会社及び被告アダプトゲン製薬株式会社は、本件各土地を占有・使用している。

(5)被告アダプトゲン製薬株式会社及び被告鬼岩湯元館株式会社は、御嵩町に対し本件各土地の譲り受けを要請して、平成21年ころから交渉を継続しており、本訴請求に係る未払い賃料の一部についても支払う意向がある旨の申し出をしているが、現在まで支払っていない。

(6)御嵩町は被告有限会社小松屋に対し、平成26年12月17日付内容証明郵便により、同被告に対する本訴請求に係る未払い賃料の支払いを催告し、同郵便到達後一月以内にその支払いをするよう求め、同郵便は同月19日に同被告に配達された。御嵩町は、他の本訴被告らに対しても同被告らの本件各土地の占有承継後の賃料相当額の支払いを催告した。しかしながら、いず

れの被告らも上記未払い賃料等の支払いに応じなかったため、平成26年12月19日、本件賃貸借契約は解除された。

(7)これらにより、被告らに対し本件土地を明け渡すこと等を求め、訴えを提起するものがございます。

4として、請求の趣旨は、(1)被告らは原告に対し、物件1については建物の住居並びに工作物を撤去し、物件2及び物件4については工作物を撤去し、これらの土地を原状回復の上、明け渡せ。

(2)被告らは原告に対し、物件3に係る土地を明け渡せ。

(3)被告有限会社小松屋は、原告に対し金1,222万1,267円及びこれに対する同被告への本訴状送達の日から支払い済みまでの間、年5分の割合による金員を支払え。

(4)被告アダプトゲン製薬株式会社及び被告鬼岩湯元館株式会社は、原告に対し、連帯して金1,160万3,465円及びこれに対する同被告らの本訴状送達の日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(5)訴訟費用は、被告らの負担とするでございます。

5. その他につきましては、本件については必要に応じ上訴し、和解し、その他必要な措置を行うことができるものとするをさせていただきます。

資料の37ページをお願いします。

それぞれの位置図でございますが、①はプール用地として、②は店舗用建物の敷地として、③は駐車場として、④はドライブイン用地として賃貸したものでございまして、次の38ページでございますが、土地ごとの未納額の一覧でございます。

上段は有限会社小松屋のみの額、下段は事業承継を受けたとされる平成20年7月10日以降の鬼岩湯元館株式会社、連携して債務の履行を求めるアダプトゲン製薬株式会社への請求額でございます。

以上で訴訟の提起について説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（加藤保郎君）

承認第2号、御嵩町町税条例及び御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

税務課長 若尾要司君。

税務課長（若尾要司君）

それでは、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

議案つづりの2ページをお願いいたします。

御嵩町町税条例及び御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日付、専決第2号で専決処分を行いましたので、ここに御報告申し上げ、承認を求めますのでございます。

議案つづりの3ページから15ページにかけましては、改正する条例の改正分を示してございますけれども、恐れ入ります、資料つづりの1ページに今回の条例改正にかかわります概要を掲載してございますので、そちらで御説明申し上げます。

資料つづりの1ページをお願いいたします。

今回の条例改正は地方税法等の一部を改正する法律が第189回通常国会において可決成立し、平成27年3月31日をもって平成27年法律第2号として公布され、4月1日に施行されたことに伴い、御嵩町町税条例等の関係部分について所要の改正を行ったものでございます。

主な内容でございます。

1つ目として、地方団体に対する寄附、ふるさと納税に関しまして、現在寄附金を提供した方について寄附金に係る税額の控除を受けようとした場合、確定申告を行っていただく必要がありましたが、確定申告をもともと必要としない給与所得者、年金所得者の方に対し、より簡素化を図るため、寄附しやすい環境づくりをするための措置として、寄附者にかわって寄附者の住所地、市町村へ通知し、通知のあった市町村で税金控除を行う仕組み、ふるさと納税ワンストップ特例と申しますが、創設、導入されたことに伴い、改正を行ったものでございます。

2つ目に、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除、つまり住宅ローン控除のことでございますけれども、その適用期間がこれまで平成39年度分までとなっておりました分を平成41年度分までと期間延長する改正を行っております。

次に、軽自動車税関連でございます。昨年の6月議会におきまして御審議いただき議決をいただいております軽自動車税の税率引き上げにつきまして、今回の税制改正により原動機付自転車及び二輪の軽自動車の税率の引き上げ適用が1年間延長されました。施行が平成28年4月1日となりました。その改正と、農耕用その他の用途に区分して軽自動車の税率とは別に町の条例で税率を定めておりました小型特殊自動車につきましても、均衡化を図るため、引き上げ税率適用を1年間延長するものでございます。

また、平成27年4月1日以降で、初回の検査を受け取得した三輪及び四輪以上の軽自動車につきまして、平成28年度分の税率について燃費性能に応じた経過税率とする特例措置、グリーン化特例と申しますが、を導入した関係による改正を行わせていただいております。

次に、2ページ目のほうでございますけれども、5番目でございます。地方自治体が地域性、それから施策などを勘案した上で、自主的に判断して税率等を条例で決定できる仕組みがござ

います。地方決定型地方税制特例措置と申します。砕いてわがまち特例と呼んでおりますけれども、それにより近年の急速な高齢化と今後を見据え需要が増加し、供給体制が整備される可能性のあります高齢独居者、高齢者夫婦が安心して居住できる新築のサービスつき高齢者向け賃貸住宅に対しまして、固定資産税、償却資産でございますが、課税標準に対する特例措置を講ずるものでございます。国の基準を参酌し、課税標準に対しまして3分の2とする内容を追加しております。

6点目でございます。町たばこ税の関係でございます。たばこ税の旧3級品製造たばこに係る国及び地方たばこ税特例税率を廃止することになりました。この改正によりまして、本条例上も改正をさせていただいておるわけですが、激変緩和措置として税率を段階的に引き上げていく内容の改正となっております。改正の流れにつきましては、恐れ入ります、資料の表を御参照いただければというふうに思います。

次に、7点目でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法でございますが、この施行に合わせ、税の申告、税等の減免申請などにおける個人番号、それから法人番号の使用に係る規定の追加をさせていただいております。今回の条例の大半がここにかかわった部分での改正でございます。よろしくお願いいたします。

そのほか、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、現行の仕組みを3年間延長する措置、それから関係法令の改正に伴います条ずれによる是正措置をとらせていただいております。

これらの改正につきましては、施行期日を原則平成27年4月1日からとしております。軽自動車税、たばこ税等々につきましては、平成28年4月1日からというふうになりますが、原則平成27年4月1日からということでございます。

なお、資料つづりのこの次のページ、3ページから31ページにかけまして、新旧対照表を掲載しております。こちらで御説明させていただくのが本来かもしれませんが、非常に膨大な数になることもありまして、ここでお目通しをお願いさせていただき、承認第2号の説明を終わらせていただきたいと思います。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（加藤保郎君）

承認第3号、御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 加藤暢彦君。

保険長寿課長（加藤暢彦君）

おはようございます。

それでは、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて御説明をさせていただきます。
議案つづりの16ページをお願いいたします。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。

御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日、専決第3号で専決処分を行いましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

今回の改正は、平成27年度税制改正大綱に基づき、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、資料つづりの資料にて説明をさせていただきますので、資料つづりの32ページをお開きください。

四角く囲いました枠内の概要の1番目、改正条例の要点をごらんください。

改正の内容といたしましては、大きく2点に分かれます。

1点目の改正は、課税限度額の見直しであります。国民健康保険税の課税の区分につきましては、医療分、後期高齢者支援分、介護分の3区分がございますが、このうち医療分につきましては現行51万円を52万円に引き上げ、後期高齢者支援分の現行16万円を17万円に引き上げ、介護分の現行14万円を16万円にそれぞれ引き上げる改正を行うものでございます。この改正によりまして、国民健康保険税全体としての課税限度額は現行の81万円から85万円に引き上げられます。

2点目の改正内容といたしましては、低所得者に対する軽減措置の拡大でございます。国民健康保険税において、一定の所得に満たない世帯につきましては、所得の段階に応じまして、7割・5割・2割の軽減措置がとられておりますが、このうち5割・2割軽減に係る軽減判定所得の基礎額が拡大されるものでございます。5割軽減につきましては現行では24万5,000円であるものを26万円に、2割軽減については現行では45万円であるものを47万円とするものであります。なお、金額の表記につきましても、数字と漢字の併用であらわしている部分につきまして、今回の改正に合わせて算用数字での表記に改めております。

2番目の施行期日は、平成27年4月1日からであります。

3番目の適用関係は、改正後の条例の規定は平成27年度以降の国民健康保険税について適用するものであり、平成26年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものでございます。

4番目のその他でございますが、平成25年12月に改正いたしました平成25年条例第25号の改正規定でございます。これは条約適用配当等に係る分離課税につきまして、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴うものでございますが、このうちの一部を平成28年1月1日か

らの施行に変更するための改正を附則の中で行っているものでございます。

資料つづりの33ページから35ページまでは新旧対照表となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で承認第3号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（加藤保郎君）

議案第23号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

副町長 額額久美君。

副町長（額額久美君）

それでは、議案第23号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明を申し上げます。

議案つづり18ページ、資料つづり36ページをごらんいただきたいと思います。

人権擁護委員につきましては、御嵩町から5人の方が人権擁護委員法に基づき、法務大臣から委嘱をされ、御活躍いただいております。

そのうちお1人が本年9月30日で任期満了となりますので、再任をお願いするものでございます。

議案をお願いします。

推薦する方は梅田悦子さん、生年月日は昭和32年3月5日、住所は御嵩町上恵土412番地2であります。

梅田さんにおかれましては、現在人権擁護委員1期目として精力的に御活躍をいただいております。人柄は温厚で識見も高く、また子育てアシスタントとして、あるいは子育てサポーターとして町の業務に長年携わっていただいております。母子や子供にかかわる人権擁護にも大変理解がある方です。御本人からは継続して人権擁護活動を続けていただける旨の意思を示していただいておりますことを受けまして、人権擁護委員の候補者として推薦をしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。なお、任期につきましては、平成27年10月1日から平成30年9月30日までの3年です。

資料つづりに推薦候補者の履歴書を掲載してありますので、お目通しの上、御審議のほどよろしく願いをいたします。

以上をもちまして、議案第23号の説明とさせていただきます。

議長（加藤保郎君）

議案第26号 工事請負契約の締結について、朗読を省略し、説明を求めます。

亜炭鉱廃坑対策室長 鍵谷和宏君。

亜炭鉱廃坑対策室長（鍵谷和宏君）

それでは、議案第26号 工事請負契約の締結についてを説明させていただきます。

お手元の議案つづりの22ページをお願いいたします。

南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業の第1期計画地区内において、レベル2、一定の地盤の脆弱性が認められると判定を受けたエリアの空洞充填工事を実施する平成27年度特殊地下壕等対策事業亜炭鉱廃坑充填工事につきまして、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

契約の方法は随意契約、契約金額は6,382万8,000円です。契約の相手方はモデル事業の第1期防災工事と同じく飛島・天野特定建設工事共同企業体です。代表構成員は、飛島建設株式会社名古屋支店、支店長 坂晃吉。構成員は、株式会社天野建設となっております。

本工事は、国土交通省の特殊地下壕等対策事業の補助金を受けて実施します。

議案第26号の資料につきましては、お手元の資料つづりの39ページをお願いいたします。

39ページ、40ページには、工事請負仮契約書の写しを添付しており、工期は平成27年8月31日までを予定しております。

41ページには随意契約報告書を、42ページには工事の実施箇所図を添付しており、工事概要、随意契約の相手方の選定理由などを記載しておりますので、お目通しをよろしくをお願いいたします。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

議案第27号 工事請負契約の締結について、朗読を省略し、説明を求めます。

建設課長 筒井幹次君。

建設課長（筒井幹次君）

それでは、議案つづり23ページをお願いいたします。

議案第27号 工事請負契約の締結についてです。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、御嵩町公共下水道事業長岡雨水幹線（第3工区）工事です。契約の方法は、条件つき一般競争入札。契約金額は5,603万400円です。契約の相手方は、株式会社本州緑化建設となっております。

それでは、資料つづりのほう43ページをお願いいたします。

この43ページには工事請負仮契約書の写しを、次の44ページには入札執行結果公表一覧表を載せております。

次の45ページをお願いいたします。

今回の工事の施工範囲図です。図面中央付近に施工延長と表示をしております箇所が今回の施工箇所となります。

今回の施工範囲の南側、図面で言いますと下側につきましては、昨年度、平成26年度までに工事が完了しております。今回は平成26年度の国の補正予算により交付決定され、今年度への繰越明許費により発注をするものでございます。

施工延長は128メートルで、現国道21号の横断部が含まれております。この国道横断部以外につきましては、昨年度までの施工部と同様L型水路を用いて施工いたしますが、受注生産品であることから早期の議決をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いをいたします。

議長（加藤保郎君）

ここで暫時休憩をします。再開は11時10分とします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

議長（加藤保郎君）

休憩を解いて再開いたします。

議案の審議及び採決

議長（加藤保郎君）

日程第5、議案の審議及び採決を行います。

議案第23号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで事務局に答申案を配付させます。

[答申案配付]

議案第23号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、採決を行います。

お諮りします。本件に対する議会の意見については、ただいまお手元に配付しましたとおり、適任とする答申としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第23号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

議長（加藤保郎君）

続いて、議案第25号 訴訟の提起についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

1点だけ確認をしておきたいと思いますが、21ページの5番目、(5)でありますけれども、アダプトゲン製薬株式会社及び鬼岩湯元館株式会社は、御嵩町に対して本件各土地の譲り受けを要請して、平成21年ごろから交渉を継続してきておるということでありますが、鬼岩という一つの観光地、保養地、こういうところで現在も営業しておみえになるかと思いますが、なるだけ営業継続というのは支援してでも継続させて、そして少しでも近隣の活性化につなげていく、こういう基本的な姿勢というのはやはり町としても持つ必要があると思いますが、この辺の土地の譲り受け、これは売買だろうと思うんですが、その辺の状況の確認というのは実は委員会でやっていませんでしたので、もしわかれば教えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（加藤保郎君）

総務部長 寺本公行君。

総務部長（寺本公行君）

それでは、谷口議員の御質問にお答えさせていただきます。

譲り受け、いわゆる払い下げの要請があったということで、その間の交渉経緯ということでございます。

私は平成24年に総務課長になりまして、その時点で未納がありました。これはまずいということで、担当の係長とともに、当時ですけれども、アダプトゲン製薬の会長と顧問弁護士と会いました。その席で、まずは未納を解消してください、承継もしっかり手続をしてくださいということを申し入れたわけでございます。そこでアダプトゲン製薬の会長のほうから、町とし

ては町有地貸し付けですけれども、将来的には払い下げの意思はあるかということのを改めて聞かれたわけでございます。それを受けまして、ドライブイン用地も含めて執行部としての見解をまとめて後日回答はさせていただくということで、その場は別れたということでございます。

そして、執行部の見解をまとめるということですので、当然町長に報告して、協議の結果、条件を満たしていただければ払い下げには応じるということに、執行部としては見解を統一させたわけでございます。

それを受けて平成24年の8月でございますけれども、役場のほうに来ていただきまして、当時の出席者はアダプトゲン製薬の会長、さらには湯元館の社長、それとアダプトゲン製薬の顧問弁護士の方が見えて、そこで私のほうから払い下げも含めて説明をさせていただきました。いわゆる町の基本的スタンスです。つまり、最終的には払い下げは町としては応じましょう。ただし、そのためには条件がある。まずその1つの条件といたしましては、未収金は全て解消してください。2点目でございますけれども、現在契約の相手方としては小松屋になっておりましたので、承継の手続きをしっかりとしてください。最後、3点目です。その条件をクリアした上で払い下げに応じますが、町有地の払い下げについては当然隣接者等の同意が要りますので、この同意を得てください。これらの全ての条件を順次解消していただければ払い下げには応じますということで、24年8月の会見は終わったわけです。その後、アダプトゲン製薬のほうは、それに基づいてしっかりと動いてくれるかなというふうに期待はしておりますけれども、事ここに至っては何ら動きがない。その間我々は、この前の話の件はどうなったのかということとは問い合わせをしております。

そういった中で、実際の交渉窓口はアダプトゲン製薬の顧問弁護士の方と交渉しておりました。未納の町有地貸し付けの返済計画を今協議している段階、さらには境界確定が釈然としないものがあるというようなことで、のらりくらりとかわされまして年を過ぎてしまったということで、これはやはり法廷の場に持ち込んで、あちらも顧問弁護士となれば、こちらも法律に精通しておる町の顧問弁護士を通じて、法的に解決していきたいというふうに事務を進めてまいりました。

その結果が今回の訴訟の提起ということで、議案として上程させていただいておりますのでよろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第25号 訴訟の提起について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第25号は原案のとおり可決しました。

議長（加藤保郎君）

続いて、議案第26号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第26号 工事請負契約の締結について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

続いて、議案第27号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第27号 工事請負契約の締結について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

議長（加藤保郎君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月2日午前9時より開会しますので、よろしく申し上げます。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時21分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

